

基本理念

未来を創るこども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

根拠法律

当計画は、こども基本法第10条が示す「市町村こども計画」とする（抜粋）
市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を策定することに努めること。

計画期間

令和7年～11年度（5年間）

位置づけ

「第6次茨木市総合計画」
〇のまちの将来像の1つ
“ ”の実現のための分野別計画

基本構成

第1章 計画策定にあたって
第2章 現状と課題
第3章 計画の構想
第4章 施策の展開
第5章 子ども・子育て支援事業の推進

包含している計画

- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法・任意）
- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法・義務）
- ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法・任意）
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法・任意）
- 子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策推進法・任意）

基本方針

こども・若者の最善の利益を目指して

ライフステージに沿った視点

妊娠・出産期

♣安心して妊娠・出産できる環境づくり

- 妊産婦の健康保持・増進・支援の充実
- 妊娠・出産期からの切れ目のない保健・福祉の支援（いばらき版ネウボラ）

就学前期

♣乳幼児のこどもがのびのびと育つ環境づくり

- こどもの健康保持・増進
- 就学前教育・保育体制の充実
- 子育て支援センターの充実
- 地域ぐるみの子育て支援

青年・若者期

♣主体性を育む環境づくり

- 若者の自立をめざした支援
- 就職・起業の支援
- 青少年の健全育成

小・中学校期

♣生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり

- 児童・生徒の健康への支援
- 特色ある学校教育の充実
- さまざまな悩みに対応する体制の充実
- 学校・地域・家庭の連携
- 安全で安心な居場所づくり

子ども・子育て支援事業

（教育・保育）

- ♣1号認定（3～5歳）
保育必要性なし、教育ニーズあり
- ♣2号認定（3～5歳）
保育必要性あり
- ♣3号認定（0～2歳）
保育の必要性あり

（地域子ども・子育て支援事業）
利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業など

【量の見込みの設定方法】

- ①就学前児童及び就学児童の保護者を対象としたニーズ調査
- ②国が示している手引き
- ③本市の利用実績等を勘案

世代を超えた横断的視点

♣社会全体でこども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり

- こども・若者が権利の主体であることの共有
- 包括的な支援ネットワークの充実
- 活躍できる機会づくり
- こども・若者の自殺対策
- 犯罪などからこども・若者を守る取組

♣若い世代の結婚、子育てに関する希望の形成

- ワーク・ライフ・バランスを図るための職場環境の改善に向けた支援
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 共働き・共育での推進
- 社会参画や意見表明の機会の充実

♣社会的な支援が必要なこども・若者や子育て家庭が安心できる環境づくり

- ひとり親家庭への支援
- 障害児・医療的ケア児の健やかな育ちの支援
- 児童虐待防止対策の強化
- 外国人など配慮が必要な家庭への支援
- こどもの貧困の解消に係る対策